

## 東銭湖水利と嘉澤廟

### A water supply of Dong qian hu and a mausoleum faith on Jia ze miao

松田吉郎\*

MATSUDA Yoshiro

東銭湖は唐代天宝年間（742～755）鄞県令陸南金によって開築され、大凡300万 ha 灌漑できるようになった。宋代天禧元年（1017）に郡守李夷庚が重修し、東銭湖水利機能が高まった。宋代、水生植物の繁茂による湖の淤塞が深刻化しており、淳熙2年（1175）魏趙愷が浚渫し、嘉定7年（1214）提刑撰守程覃が置田策・売葑策によって浚渫し、宝慶年間（1225～1227）に郡守胡榘が置田策によって浚渫し、淳祐2年（1242）郡守陳塏が売葑策によって浚渫を行った。さらに元代（1271～1368）には湖の淤塞問題に加えて、湖周辺「勢家」（大土地所有者、廢湖派）が廢湖して開墾しようと動きだしたために、一般の水利用益戸との対立が顕在化した。明代も湖の淤塞、住民の不法開墾が依然として起こり、特に廢湖派の有力層は、正徳年間（1506～1521）と嘉靖9年（1530）に寧波衛屯軍を通じて東銭湖の屯田化を申請してきたが、水利用益戸の利益を守った郷紳や父老の働きによって事無きに済んだ。万暦年間（1573～1619）と天啓元年（1621）に葑税徴収の禁止令が出て、勢家を中心とする廢湖派と郷紳・父老を指導層とする水利用益戸の守湖派の対立が高まったが、東銭湖は廢湖されなかった。清代嘉慶年間（1796～1820）にはまた菱葑によって淤塞したので、湖界を正し、「市葑之策」（葑を売買する策）で浚渫した。同治5年（1866）、鎮海の人、胡枢等が劍河漕で山を鑿って河を開き、湖水を引いて鎮海県に灌漑したいと要請してきたが、鄞県民が極力反対したので、この議は白紙撤回となった。後に総督左宗棠が出した引水の永久禁止批示文が石碑に刻まれた。民国5年（1916）東銭湖測量隊の善後意見書八則をだし、付近住民の東銭湖侵害を禁止し、民国11年（1922）、鄞県県議会で東銭湖湖塘の侵占を禁止する案件を議決した。新中国になっても東銭湖は廢湖されず、灌漑用水の重要な施設として維持された。東銭湖は鄞県東部地域にはなくてはならない水利施設であり、廢湖の危機がなんとかあったが、決して廢湖されず、水利灌漑に利用された。この東銭湖水利に大きな功績があった陸南金・李夷庚を祀った廟が嘉澤廟であった。宋治平元年（1209）に鄞県主簿呂献之によって建設され、嘉定2年（1209）に額が賜わった。年月がたつて廟が壊れてきたので元朝至順2年（1331）に再建された。その後、嘉澤廟は廢れて、五通妖廟が祭祀されたが、同年に嘉澤廟が再建された際に、五通妖廟は撤去され、この嘉澤廟に陸南金・李夷庚とともに岳飛も祀られるようになった。

キーワード：東銭湖、水利、廟、信仰

Key words : Dong qian hu Lake, a water supply, mausoleum, faith

#### はじめに

中国浙江省寧波の東郷水田地帯では少なくとも唐代以来、東銭湖を中心に灌漑が行われていた。

すでに、長瀬守及び筆者によって東銭湖水利の機能が明らかにされ、また、元代～清代まで廢湖と守湖の対立があったが基本的に守湖されてきたことが明らかにされている<sup>(1)</sup>。

本稿ではこれらの研究に学びながら、東銭湖水利と嘉澤廟に対する民衆信仰について考察したい。嘉澤廟は宋代の1064年に建てられた廟で、東銭湖水利に貢献した唐代天宝年間（742～755）の鄞県令陸南金と宋代天禧年間（1017～1021）の明州太守李夷庚を祀った廟である。

東銭湖水利と廟信仰について以下、考察したい。

#### I 東銭湖水利

東銭湖は唐代天宝年間（742～755）鄞県令陸南金によって開築された<sup>(2)</sup>。東銭湖は田12万1213畝を廢して開築され、毎畝米3合7勺3抄を徴収して八塘四堰設置され、50余万頃（大凡300万 ha）灌漑できるようになった<sup>(3)</sup>。宋代天禧元年（1017）に郡守李夷庚が重修し<sup>(4)</sup>、慶暦8年（1048）に県令王安石が重修し<sup>(5)</sup>、各々堤防の重修や浚渫を行った。嘉祐年間（1056～63）にはじめて磧閘が設置され<sup>(6)</sup>、湖水の蓄排水機能が増大した。しかし、既に先学が指摘しているように<sup>(7)</sup>、この時期、菱・葑・菱・芡といった水生植物の繁茂による湖の淤塞が深刻化しており<sup>(8)</sup>、淳熙2年（1175）魏趙愷が浚渫し<sup>(9)</sup>、嘉定7年（1214）提刑撰守程覃が置田策・売葑策によって浚渫し<sup>(10)</sup>、宝慶年間（1225～1227）に郡守胡榘が置田策によって浚渫し<sup>(11)</sup>、淳祐2年（1242）郡守陳塏が売葑策によって浚渫を行った<sup>(12)</sup>。

元代（1271～1368）には湖の淤塞問題に加えて、湖周辺の「勢家」（大土地所有者、廢湖派）が廢湖して開墾しようと動きだしたために、一般の水利用益戸との対立が顕在化した<sup>(13)</sup>。

至正『四明統志』巻4、山川には以下のように記されている。

東錢湖、在縣東二十五里。一名萬金湖、以其爲利重也。唐天寶三年（744）、縣令陸南金開廣之。屢經浚治、周回八十里、受七十二溪之流、四岸堰凡七、曰錢堰・大堰・莫支堰・高湫堰・栗木堰・平水堰・梅湖堰、水入則蓄、雨不時則啓閘而放、鄞縣・定海七郷之田資其灌溉。芟葑蓴蘆荷茨滋蔓不除、湖輒堙。宋淳熙間（1174～1189）請於朝、大浚之。嘉定間（1208～1224）、提刑程覃攝守、捐緡錢置田收租、歲絡濬治之費。寶慶間（1225～1227）、尚書胡矩守郡請於朝、得度牒百道・米一萬五千石、又濬之。猶懼其無以繼也。奏以贏錢增置田畝、令翔鳳郷長主之、分漁戸五百人爲四隅、人歲給穀六石、隨芟葑之生則絕其種。至此凡十六年、不舉洶湖之政。淳祐壬寅（2年、1242）、郡守陳壇、歲稔農隙、行賣葑之策、不差兵不調夫、隨舟大小・葑之多寡、聽其求售、交葑給錢、各有攸司。入國朝大德間（1297～1306）、勢家有以湖爲淺淀、請以捺田若干畝入官租者。時都水營田分司追斷、復爲湖。延祐新志所謂欲塞錢湖、此其漸也。至□□間、因郷民告有司、舉行洶湖、拘七郷有田食利之家、分畝步高下、標撥湖葑、隨田多寡闊狹、俾浚之、積葑於塘岸。然宿葑春泛冬沈、次年復生、則有司所行爲具文爾。近年重修嘉澤廟、有濯靈之異。芟葑向春不泛、荷茨蓴蘆生之者鮮、然未定恃也。每遇大旱之年、放水湖下、一舉而涸、固知其積淤年久、蓄水至淺、東郷河道又皆淺澁。舊稱一湖之水、可流三河半。近僅及一河而竭、是可憂也。又況職守者不謹啓閉、硯閘傍湖、土壩通同、漁戸每於水溢之時、乘時射利、私自開閘網魚、洩水無度。沿江堰壩又失修理、日復傾注於江、防旱之策、果安在哉。此農事正官所宜究心者、觀於右今之得失、盍致意焉。

東錢湖は鄞県東25里にあり、一名は万金湖で、その利益が大きいため名づけられた。唐天寶3年（744）、鄞県令陸南金が東錢湖を拡大した。たびたび浚渫を行い、周囲が80里、72溪の水を受け、四方の岸に堰がおよそ7か所ある。錢堰・大堰・莫支堰・高湫堰・栗木堰・平水堰・梅湖堰である。水が入れば蓄え、雨が降らないときは閘門をひらき開放し、鄞県・定海県七郷の田の灌溉に資した。芟葑蓴蘆荷茨が茂り除かなければ、湖は塞がった。宋淳熙年間（1174～1189）朝廷に要請し、大規模に浚渫を行った。嘉定年間（1208～1224）、提刑程覃攝守が緡錢を寄付して田を置いて租を徴収し、毎年の浚渫の費用

とした。宝慶年間（1225～1227）、尚書胡榘守郡が朝廷に要請し、度牒百道<sup>(22)</sup>・米1万5千石を得て、また浚渫した。ただ継続されないことを危惧し、贏錢で田を増置したいと奏請し、翔鳳郷長に主担させ、漁戸500人を5隅にわけ、人々に毎年穀6石を給付し、芟葑が生えるにしたがいその種を絶えさせた。ここにいたって凡そ16年間、湖の浚渫策が行われなかった。淳祐壬寅（1242）、郡守陳壇が毎年農閑期にみて買葑の策を行い、兵隊を派遣せず、人夫を徴発しなかった。舟の大小、葑の量にしたがいその販売を許し、葑を渡せば金を給付し、各々管理をした。元朝大德年間（1297～1306）になり、勢家は湖が浅く淀んでいるので田若干畝をおさえて官租にいたいと申請してきた。時に都水營田分司が追断（裁定）し、湖を復活した。延祐新志によれば、これより東錢湖を塞ごうとするものが次第におこったということである。□□年間にいたり、郷民が役人に湖の浚渫の挙行を告げ、七郷で田地を所有し、水利を享受する家が畝歩の高下に分け、湖の葑を印をつけて刈り取り、田の面積広狭に応じて浚渫させ、葑を塘岸に積んだ。しかし宿葑は春に蔓延り冬に沈む。翌年再び生え、役員は文書を作成した。近年、嘉澤廟を重修し、濯靈の異（大なる靈驗）がある。芟葑は晩春蔓延らず、荷茨蓴蘆の蔓延が少なかったが、これは頼むに足らない。大旱害の年にあえば湖下まで放水し、一挙に涸れるが、長年の淤塞のため、蓄水量は少なく、東郷の河道はまた淤塞している。古くは一湖の水が三河半に流れた。近年はわずかに一河に流れるだけで尽きるが、これは憂えなければならぬことである。また職守者は閘門の開閉をまじめに行わず、硯閘は湖岸にあり、土壩も同じであり、漁戸は増水時に利益を得るために私に閘門を開いて魚を捕り、節度なく排水する。江沿いの堰壩はまた修理されないままであるので、日々、江に排水しており、防旱の策はどうしてあろうか、まったくない。農事の正官で理を究めようとする者は得失を鑑みて意を尽くしてきた。

明初になっても、湖の淤塞、住民の不法開墾が依然として起こり<sup>(14)</sup>、特に廢湖派の有力層は、正徳年間（1506～1521）<sup>(15)</sup>と嘉靖9年（1530）に寧波衛屯軍を通じて東錢湖の屯田化を申請してきた。水利用益戸との対立が深刻化したために、鄞県知県が解決にのりだし、結局、水利用益戸の利益を守るためにたちあがった郷紳や父老の働きによって事無きに済んだ<sup>(16)</sup>。

明代後期の万暦年間（1573～1619）<sup>(17)</sup>と天啓元年（1621）に葑税徴収の禁止令が出て、勢家を中心とする廢湖派と郷紳・父老を指導層とする水利用益戸の守湖派の対立がまた高まったが<sup>(18)</sup>、東錢湖は廢湖されなかった。

清代嘉慶年間（1796～1820）にはまた芟葑によって淤塞したので、湖界を正し、「市葑之策」（葑を売買する策）

で浚渫した<sup>(19)</sup>。道光23年（1843）8月に台風で塘堰決壊し、道光28年（1848）地方官・郷紳が寄付金を出して修理した<sup>(20)</sup>。

同治5年（1866）、鎮海の人、胡枢等が劍河漕で山を鑿って河を開き、湖水を引いて鎮海県に灌漑したいと要請してきた。巡道の史致諤、知府の邊葆誠が玉環同知黄維誥に委任して実地調査させ、鄞県・鎮海県の地勢の高低、工事の巨大さを認識し、また鄞県民が極力反対したので、この議は白紙撤回となった。後に総督左宗棠が出した引水の永久禁止批示文が石碑に刻まれた<sup>(21)</sup>。

中華民国時期の水利については民国『鄞県通志』第1、輿地志に以下のように記されている。

民国5年（1916）東銭湖測量隊の善後意見書八則の六則は以下の通りである。一、湖界を整理すべきである。沿湖の居民があちらこちらで侵占し、これが常習となっており、地方官の視察が十分ではなく、常に不調査におわり、湖面が日々狭窄している。地段を調査し一律に測量すべきである。凡そ田を開墾するものは或いは土地にし、或いは住居にした。湖面を埋め立てて田地を造成するものはその主管人に責任をとらせ湖田の価値に応じて田価を納入させ、善後経費にあて、(湖田を)公認する。一、湖の占領建設は禁止すべきである。湖界整理後、湖面を占領し建築するような事は許さない。村外に囲まれた堤垣は風波を阻止するためにのみにし、一定の様式と

長さ・幅の制限を頒布する。もし故意に違えば重罰に科し、厳禁を示す。一、水則は定めるべきである。湖水は塘河に放出すると一回の排水で全く余水が無くなってしまふ。放水を知る者は下水の不便を知らず、流水量を考えない。用水を知る者は水の有益を知っているが、無水時の備えがない。これが大きな原因である。各硨門付近に湖底より石標を或いはコンクリートをたて、固定標とし、尺度を刻み付ける。天候の如何をみていかほど放水するかを決定する。用水に規約があり、極小の水も無駄にしない。一、硨門を守衛することである。硨板は修理して完全なものにした後、厳密に封鎖し私放の弊害を防止し、開閉は専門の責任者を定め、旱害にあえば主事者の命令に従い、水則に準じて硨板若干塊を酌量して開き、放水に節度をもたせ、その後は厳重に封鎖を行って慎重さを明らかにする。一、広範囲に植樹すべきである。湖の周辺の山嶺で伐木すれば、禿山となって洪水が暴発し、土砂を挟み流し、湖底に直下し淤塞させ、蓄水量が日々少なくなる。広範囲に樹木を植え、森林を造成すべきである。一に地力を尽くし、一に山の斜面を固め、水勢を殺し、人民を奨励し植樹を広範囲に行い、農会の指示を受けて完全なものにする。一、漁業税は酌量して徴収すべきである。湖中の漁業は一部の者にかかわり、権利を得ているからには義務を果たさなければならぬ。税を納入し工作の代わりとし、荷重負担とならず船隻に照

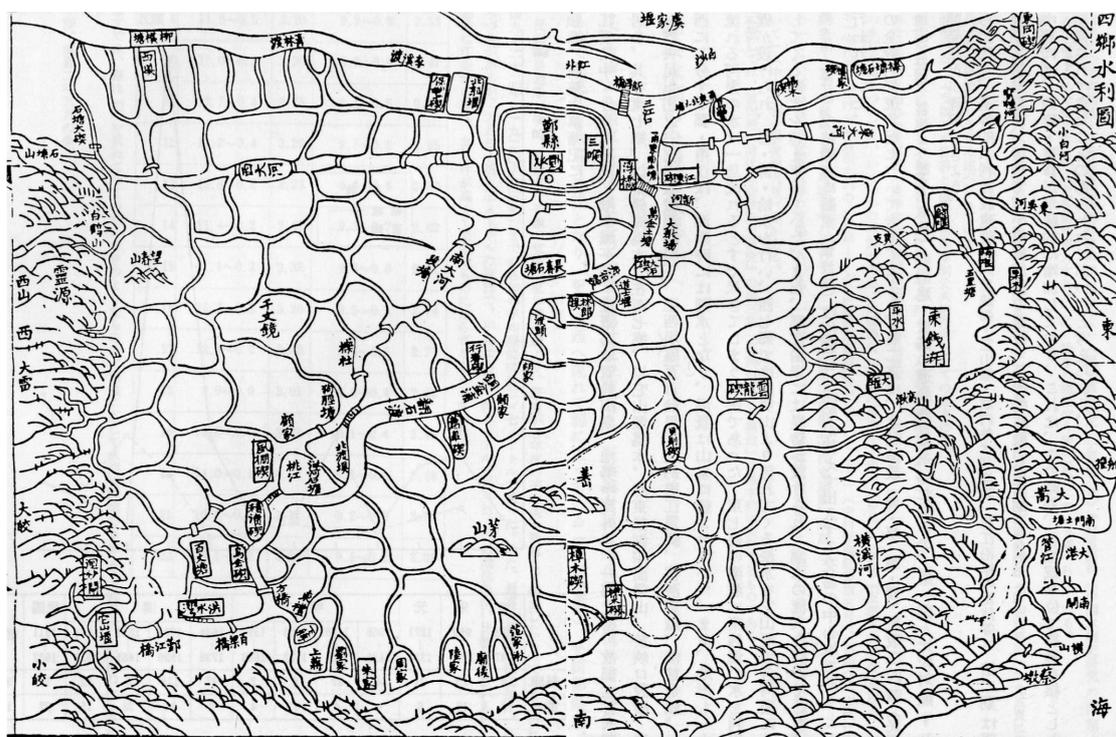


図1 鄞県図（光緒『鄞県志』清・戴枚修、光緒3年〈1874〉稿本。奉化江・余姚江・甬江の合流する三江口の西に鄞県があり、三江口の東南に東銭湖がある）

らして定数を酌量し、月費を徴収し領収書を給付し漁業を許し善後経費補助の一部とする<sup>(22)</sup>。

民国11年(1922)、鄭県議会で東錢湖湖塘の侵占を禁止する案件を議決した。一、先年、浙江省署派遣員が東錢湖を測量し、この測量図には精密な地図があり、旧県自治公処にある。この地図は三県に分存し、地図には湖面の丈尺が掲載され、石碑が湖頭に樹立され調査に備えられ、侵占が防止された。二、沿湖の居民は原有の老堤を境界とし、今回鄭県公署が厳禁を掲示した後、もし再度侵占の事が発生すれば、何人にかかわらず、最寄の湖工善後局及び自治人員が官庁に申請し処罰してもらう。三、ゴミを湖塘に投棄すれば侵占を助長するので一律に禁止する。四、湖濱で土地を占領し家屋を建てているものは税契・税申をもって湖工善後局より証明されなければならない。もし税契があり税糧が無いものは県公署に向かって課税を申請しなければならない。湖工善後局は前項の税契及び糧申を検査するとき、戳記を捺印し簿冊に登記し調査に備える。五、湖工善後局の責任は重く、精神を刷新し、情実を除去し、誠実に監督し、付近の自治人員とともに随時、随地、整理しなければならない<sup>(23)</sup>。

中華民国、新中国になっても東錢湖は廢湖されず、灌漑用水の重要な施設として維持された。

## II 嘉澤廟

宝慶『四明志』巻13、鄭縣志、叙祠には嘉澤廟について以下のように記されている。

嘉澤廟、東錢湖青山下。唐天寶中(742~756)令陸南金、皇朝天禧中(1017~1021)守李夷庚、皆濬湖興利、民徳之。故合祠焉。水潦旱蝗有禱必應。嘉定二年(1209)有旨、賜廟額。李侯又有祠堂、在天童山景德禪寺千佛閣之東。

嘉澤廟は東錢湖青山下にある。唐天寶年間(742~756)に県令陸南金、宋天禧年間(1017~1021)に明州太守李夷庚はみな東錢湖を浚渫し利を興した。民はこれを徳とし、合祀した。水害・旱害・蝗害時に祈祷すればみな靈験があった。嘉定2年(1209)に詔があり、廟額を賜わった。李夷庚にはまた別の祠堂があり、天童山景德禪寺千仏閣の東にある。

さらに、至正『四明統志』巻9、祠祀には嘉澤廟について、以下のように記されている。

嘉澤廟。見前志。李陸二公祠堂。宋治平元年(1064)鄭主簿呂猷之建。關杞爲記、見某古類。嘉定二年(1209)賜額、歳久廟毀。皇朝至順二年(1331)重建。編修程端學爲記、古之有功於民者、廟食厥土、載諸祀典。世世勿絶昭其報也。後世淫祀既興、民味所趨、有司莫或正之、正祀有時而廢。若嘉澤廟是已。嘉澤廟者、惠應李侯孚祐陸侯之祠也。

明郡地濱江海、溝澮敷淺、善洩難滯。十日不雨、民以旱告。陸侯唐大麻間(766~779)宰鄞。即城東三十里、因山環會、築其斷闕爲湖三百頃、以灌以溉七郷之田餘百萬畝。久而湮廢。宋天禧間(1017~1021)李侯守明、循其遺迹、大築隄防、爲永遠計。雖值旱而有年。官民徳之。爲建祠宇青山之湖濱。嘉定間(1208~1224)錫廟額、及二侯封諡以褒之、誥敕具藏惠安浮屠。遇旱蝗水潦、有禱必應。蓋有功德者、精神不散而民心聚焉。以靈是謂正祀。近歳有司弗葺祠宇像設、腐爛漸盡、荒基蔓草、過者憚焉。予自史院歸田甬東、念建、言於守冷、而難其人、適遇瀾東道宣慰司都元帥太平資善公來蒞於明、仁治化行、上下敕寧日可矣。往白之公、慨然増感、即命經營俾郡邑典史王君世英領其事、首捐俸以倡、餘力出於沾水利之家眾相告曰是吾心也。富者效財、貧者效力、若子之趨父命也。蓋上以義使下、故民不知勞而事集、始事於至順二年(1331)十月、明年(1332)三月訖工。前門後殿、繚以石垣、規模宋敞、有加其度、端冕儼然赫赫、若臨設守者、復役供灑、掃復侵地三畝、又將理舊業鳩財置田爲買葑計。多王君之規也。於是方伯率其屬、祭於祠下、乃屬予記本末。予既肇其端、遂不得辭傳日、凡祭有其廢之莫敢舉也。有其舉之莫敢廢也。惟東湖作於人、非若洞庭彭蠡、具區鉅野、設於有天地之初也。自湖之作而民頼以穀、可忘所自乎。此廟之所以作也。錫號加封紀之郡志。蓋有舉而莫廢也。雖暫圯於一時、乃人事不繼、非當廢而莫舉也。今其遇資善公之明、豈天之報徳報功者無已、而假手於人邪使。凡茲蒞郡邑者、皆能以資善公之心、補其敝漏、不使漸盡、而復將易爲力、而廟之存當與湖悠久、湖之澤物當與天地悠久、若夫繼二侯、磳闢徹積葑、戒侵奪之法、則有前賢。碑刻在茲、不復論。

至正二年(1342)郡守王元恭、按行水利、詣廟所致祭、因命増修且建、言佐耕以水、鍾洩以時、鄞壤鹵瘠尤藉其利、錢湖爲鄞水利至大者、而李陸二侯、皆有功於湖、功大爵輕、未足報稱、請加封爵以示勤民致力之意。

嘉澤廟は前志(延祐『四明志』)に見える。李(夷庚)・陸(南金)二公の祠堂である。宋治平元年(1209)、鄭県主簿呂猷之が建設した。關杞の記録が某古類に見える。嘉定2年(1209)に額を賜ったが、年月がたつて廟が壊れてきた。元朝至順2年(1331)に再建された。編修の程端學に記録があり、古、民に功労があるものはその土地の廟に祀られ、諸々の祀典(祭祀の典礼)が記載されている。世々代々その報恩を絶やすことはない。後世、淫祀(いかがわしいものを神として祭ること)がおこり、蒙昧な民がなびき、役人はこれを正さなければ正祀が廢れてしまう。嘉澤廟もそうである。嘉澤廟とは嘉

応侯の李（夷庚）・孚祐侯の陸（南金）の祠堂である。明州郡は土地が江・海に面し、溝澮（田間の溝）は浅く、排水によく蓄水に悪い。十日雨が降らなければ、民は早害を告げる。陸南金は唐大暦年間（766～779）に鄞県知県となった。城東30里においては、山に囲まれ、その間に断闕（閘門）を築いて湖三百頃をつくり、七郷の田百万畝を灌漑した。年月がたち埋もれ壊れた。宋天禧年間（1017～1021）に李夷庚が明州太守となり、陸南金が修築した遺跡をたどって、堤防を大いに築き、永遠の計にした。早害の年でも収獲があった。官民ともに李夷庚を徳とした。祠宇を青山の湖濱に築いた。嘉定年間（1208～1224）に廟額を賜り、二侯は封諡（封は在世中に爵禄をうけること、諡は没後に褒贈を賜ること）を受け、「具蔵惠安浮渡」の誥敕（封を授ける時の辞令）をうけた。早害・蝗害・水害にあっても祈禱すれば靈験があった。蓋し功德がある者は精神が散漫ではなく民心もあつまった。霊をもって正祀とよんだ。近年（14世紀頃）、有司が祠宇像設を修理しないので、腐乱がはげしく、廟基は荒れたままになり、草も生い茂り、通過するものは心苦しんだ。私が史院より郷里の甬東に帰り、建設を考え、守令に申し上げたがその人を得ることは難しかった。たまたま「瀾東道」（浙東道）宣慰司都元帥太平資善公（王元恭）が明州に赴任され、仁政を施されたので上下撫で安んじた。私（關杞）が資善公に申し上げたところ、公は慨然として感じ、郡邑典史王世英にその事を経営・処理させ、自ら俸給を寄付して募金を唱導し、余力で水利用益の家に自分の心を告げた。富者は財をだし、貧者は力をだし、子供が父の命令に従うような状態であった。蓋し上は義でもって下を使ったの、民は苦勞知らずに事は集まった。至順2年（1331）10月より事業が開始し、翌年（1332）3月に竣工した。前門後殿は石垣で囲み、規模は壮大でその程度を高めた。高貴の冠をつけ正しい装束をつけたものが厳かに気高く威名がかがやき、臨接の守衛に掃除に使役し、侵地3畝を掃き清めさせた。また旧財産を整理して財を集め、田を置いて買葺の計画をたてた。王世英君の苦勞を多としなければならぬ。そこで方伯（王元恭）は部下を率い、祠堂の下で祭祀を行い、私（關杞）に記録の作成を委嘱した。私はその端緒を始めたにすぎず、遂に伝の作成を辞退できなくなった。凡そ祭祀は廃止して再挙できないものがあり、また挙行してあえて廃止しないものもある。東錢湖は人によってつくられ、洞庭湖の彭蠡のようにないが、鉅野を具に区画し、天地の最初を定めた。湖の製作によって民は穀物生産ができ、その由来を忘れることはできず、この廟の造成にいたった。号を賜い封を加えられ、これを郡志に記載した。蓋し挙行されて廃止されないものである。一時、崩れることがあり、人事が継承されないことがあっても、廃止され再挙されないことはない。今、

資善公の明にあい、天の徳を報じ、功を報じるものがやむことがない。手を人に借りて使役される。凡そこの郡邑に赴任する者は資善公の心を体現し、廟の崩れを補修し、徐々に行うのではなく力をだせば、廟の存在は湖とともに悠久であり、湖の恩沢も天地とともに悠久である。もし二侯（陸南金・李夷庚）の功勞を受け継ぎ、磧間に積載された葺を除去し、侵奪を戒める法をさだめられたのは前賢があり、ここに碑刻し、再びは論じない。

至正2年（1342）、郡主王元恭は水利を踏査し、廟にいたり祭祀を行い、造修と再建を命じた。耕作は水からたすけがあり、集水・排水は適宜行い、鄞県の土地は塩水で荒れているのでとりわけ東錢湖の水を利としている。東錢湖は鄞の水利にとって絶大なものがある。そして李夷庚・陸南金の二侯はみなこの湖に功勞があるがまだ報恩されていない、爵位を加え民のために苦勞し力を尽くした意をしめしたい。

康熙『鄞県志』巻9、敬仰攷には以下のようにある。

嘉澤廟、縣東南四十里、舊在東錢湖北之青山。祀唐鄞令陸南金・宋太守李夷庚二公、有功于湖、故合祠焉。宋治平元年、鄞簿呂獻之建、觀察推官關杞爲記。嘉定間、賜廟額及加侯封。元至順二年、宣慰都元帥資善公重建。編修程端學有記。至正改元、總管王元恭重修。編修葉恆爲記。三記俱載後、入明廟圯無有復之者、國朝康熙丁卯毀、縣東南三十五里下塔山五通淫祠妖像、改祀陸李二公、備詳在後。……

郡侯李公諱煦通詳改正四廟始末……

東錢湖莫枝堰下塔山有岳忠武王行祠、其傍有五通妖廟、屢攝人家閨女。凡婦女舟過其廟、必入廟輸情、許愿少免風波之患。今查查湖濱青山、向有嘉澤廟、祀唐鄞令陸南金・宋郡守李夷庚二公、有功于湖。陸追封孚祐侯、李追封惠應侯、賜廟額曰嘉澤、歷有碑記載諸祀典、廟久廢圯、鞠爲茂草、甲古者每心恫神淒、不能一旦重建、合將五通廟宇、祛其妖像、飭改爲嘉澤正祠、與岳鄂王並祀、亦千秋不朽之盛舉、所亟當驅邪改正者、此也。……

最初の5行は至正『四明統志』巻9、祠祀の記事にほぼ同じである。注目すべきは「郡侯李公諱煦通詳改正四廟始末」で、寧波府事李煦の記事である。東錢湖莫枝堰下塔山には岳忠武王行祠、即ち、岳飛の廟があり、その傍に五通妖廟があった。この五通妖廟の五通は淫邪の神の名とされ、五聖、五顯靈公、五郎神ともいわれた。明代、呉の地方（江南一帯）で多くこれを奉じた。能く婦女を魅惑したと伝えられている<sup>(25)</sup>。この東錢湖の五通妖廟もしばしば婦女を魅惑した。婦女がその廟を過ぎると必ず廟に入り真心をいたすと風波の被害が少なかったと言われる。嘉澤廟は宋治平元年（1209）に建設されたがその後、荒廢したので前述したように元の至順2年（1331）10月から翌年（1332）3月に修理され、再建さ

れた。五通妖廟とその妖像を撤去し、嘉澤正祠とし、岳鄂王（岳飛）とともに祀られた。この五通妖廟についてはこれ以上の詳しい史料はなく、具体的な内容は不明であるが、一時、婦女が五通妖廟を祭祀し、東銭湖の風波の安寧が祈られていた。しかし、元至順3年（1332）に嘉澤廟を再建し、五通妖廟を撤去して、東銭湖水利に功績のあった陸南金・李夷庚が金との主戦論をとった岳飛とともに祀られるようになったのである。

この嘉澤廟の信仰対象は陸南金・李夷庚の遺徳を追慕することと旱害・蝗害・水害時に天候が平穏なることを祈禱することであり、祈禱すれば靈験があったと言われている。

寧波において水利施設の建設及び水利に功績のあった官僚を祀る廟は、它山堰を作った王元暉を祀る廟など多数あり<sup>(26)</sup>、水利と廟が深く結びつき、農業生産と信仰との一体化でもあった。

筆者は2013年7月4日に東銭湖西岸の岳王廟を訪問し、廟の管理人に、現在、嘉澤廟が存在するかどうかを質問したところ、資料を見せて戴き、存在しないと回答された。遺跡もないとのことであったので、調査できなかった。

#### おわりに

東銭湖は唐代天宝年間（742～755）鄞県令陸南金によって開築された。東銭湖は田12万1213畝を廃して開築され、毎畝米3合7勺3抄を徴収して八塘四堰設置され、50余万頃（大凡300万ha）灌漑できるようになった。宋代天禧元年（1017）に郡守李夷庚が重修し、東銭湖水利機能が高まった。宋代、菱・葑・菱・茨といった水生植物の繁茂による湖の淤塞が深刻化しており、淳熙2年（1175）魏趙愷が浚渫し、嘉定7年（1214）提刑撰守程覃が置田策・売葑策によって浚渫し、宝慶年間（1225～1227）に郡守胡榘が置田策によって浚渫し、淳祐2年（1242）郡守陳壇が売葑策によって浚渫を行った。

さらに元代（1271～1368）には湖の淤塞問題に加えて、湖周辺「勢家」（大土地所有者、廢湖派）が廢湖して開墾しようと動きだしたために、一般の水利用益戸との対立が顕在化した。

明代になっても、湖の淤塞、居住民の不法開墾が依然として起こり、特に廢湖派の有力層は、正徳年間（1506～1521）と嘉靖9年（1530）に寧波衛屯軍を通じて東銭湖の屯田化を申請してきた。水利用益戸と対立が深刻化したために、鄞県知県が解決にのりだし、結局、水利用益戸の利益を守るためにたちあがった郷紳や父老の働きによって事無きに済んだ。

明代後期、万暦年間（1573～1619）と天啓元年（1621）に葑税徴収の禁止令が出て、勢家を中心とする廢湖派と郷紳・父老を指導層とする水利用益戸の守湖派

の対立がまた高まったが、東銭湖は廢湖されなかった。

清代嘉慶年間（1796～1820）にはまた菱葑によって淤塞したので、湖界を正し、「市葑之策」（葑を売買する策）で浚渫した。道光23年（1843）8月に台風で塘堰決壊し、道光28年（1848）地方官・郷紳が寄付金を出して修理した。同治5年（1866）、鎮海の人、胡枢等が劍河漕で山を鑿って河を開き、湖水を引いて鎮海県に灌漑したいと要請してきた。巡道の史致諤、知府の邊葆誠が玉環同知黄維誥に委任して実地調査させ、鄞県・鎮海県の地勢の高低、工事の巨大さを認識し、また鄞県民が極力反対したので、この議は白紙撤回となった。後に総督左宗棠が出した引水の永久禁止批示文が石碑に刻まれた。

民国5年（1916）東銭湖測量隊の善後意見書八則をだし、付近住民の東銭湖侵害を禁止し、民国11年（1922）、鄞県県議会で東銭湖湖塘の侵占を禁止する案件を議決した。中華民国、新中国になっても東銭湖は廢湖されず、灌漑用水の重要な施設として維持された。

以上のように東銭湖は鄞県東部地域にはなくてはならない水利施設であり、廢湖の危機がなんとかあったが、決して廢湖されず、水利灌漑に利用された。これは鄞県西部の広徳湖が宋代政和7年・8年（1117・1118）に樓昇によって廢湖されたのとは大きな違いであった。鄞県西部地域で広徳湖を廢棄できたのは833年に王元暉によって它山堰が設置され、鄞県西部の水利を基本的にまかなえるようになっていたからであり、鄞県東部では東銭湖を廢棄すればこれにかわる大規模水利施設がなかったから、東銭湖は廢棄されず、現在でも水利灌漑に用いられている。

さて、この東銭湖水利に大きな功績があった陸南金・李夷庚を祀った廟が嘉澤廟であった。宋治平元年（1209）に鄞県主簿呂猷之によって建設され、嘉定2年（1209）に額が賜われた。年月がたつて廟が壊れてきたので元朝至順2年（1331）に再建された。その後、嘉澤廟は廢れてきて、五通妖廟が祭祀され、特に婦女が祈ると東銭湖の風波が順調になったという。しかし、至順2年に嘉澤廟が再建された際に、五通妖廟を撤去し、この嘉澤廟に陸南金・李夷庚とともに宋代、金との戦いに主戦論をとった岳飛も祀られた。

嘉澤廟は現在、撤去されて存在しないが、1209年に創設され、1331年に重修され、少なくとも民国22年（1933）まで存続した（民国22年『鄞県通志』第一、卯編、廟社）。この時期は廢湖派と守湖派が対立していた時期であった。恐らくは守湖派の精神的紐帯としての廟であったと考えられる。

#### 註

- (1) 長瀬守「宋代江南における水利開発—とくに鄞県とその周域を中心として—」『青山博士古稀記念宋代史

- 論叢』省心書房、1974年9月所収)、松田吉郎「明清時代浙江鄞県の水利事業」『佐藤博士還暦記念中国水利史論集』国書刊行会、1981年3月、同「東錢湖水系」『寧波地域の水利開発と環境(課題番号 17083015)平成17年度～平成21年度 文部科学省科学研究費補助金『特定領域研究』「東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成—寧波を焦点とする学際的創生—」研究成果報告書』2010年3月1日、研究代表者 松田吉郎(兵庫教育大学大学院学校教育研究科 教授) pp.104～116。
- (2) 『新唐書』卷41、地理志。
- (3) 雍正『寧波府志』(清・曹秉仁等修、雍正11年<1733>刻本)卷14、河渠、太学生李暉濬東錢湖議。
- (4) 乾道『四明図経』(宋・張津等纂、乾道5年<1169>修)卷2、鄞県、東錢湖。
- (5) 宝慶『四明志』(宋・胡榘修、宝慶3年<1227>修)卷12、鄞県志。
- (6) 註(5)に同じ。
- (7) 註(1)前掲長瀬守「宋代江南における水利開発—とくに鄞県とその周域を中心として—」。
- (8) 宝慶『四明志』卷12、鄞県志、宋制使皇子魏王趙愷笏子。
- (9) 註(8)に同じ。
- (10) 宝慶『四明志』卷12、鄞県志、提刑拱守程覃笏子。
- (11) 宝慶『四明志』卷12、鄞県志、郡守胡榘笏子。
- (12) 至正『四明統志』(元・王元恭修、至正2年<1342>修)卷4、河渠。
- (13) 註(12)に同じ。乾隆『鄞県志』(清・錢維喬修、乾隆53年<1788>刻本)卷4、水利、邱緒浚東錢湖議では廢湖説をとるものを「勢家」、「豪貴之家」としている。
- (14) 雍正『寧波府志』卷14、河渠。
- (15) 光緒『鄞県志』(清・戴枚修、同治13年<1874>修、光緒3年<1877>刻本)卷7、水利下、東錢湖。
- (16) 註(15)に同じ。
- (17) 註(15)に同じ。
- (18) 註(15)に同じ。
- (19) 『甬上水利志』(清・周道遵考述、道光28年<1948>刊本)卷3、東錢湖。
- (20) 註(19)に同じ。
- (21) 『鄞県志』(浙江省鄞県地方志編纂委員会、1996年9月、中華書局)1272頁。
- (22) 民国『鄞県通志』第1、輿地志に「民國五年錢湖測量隊善後意見書八則。茲錄其六則如下。一、湖界宜清也。沿湖居民彼侵此佔、習若固常、宰官視聽較遠、每致不察、而湖面日窄。亟宜調查地段、一律清丈。凡已成田、或地或住屋、確係湖面填築者、責成主管人、案值繳價、充作善後經費、方得公允。一、佔築宜禁也。自清湖界後、不許再有侵佔湖面建築情事。即村外所圍之隄垣、藉以阻風浪者、亦宜頒布一定之式樣及長寬之制限、倘敢故違、須科重罰、以示厲禁。一、水則宜定也。湖水放人塘河、每致一洩無餘。在放水者知下水之便、而不察流水之量。用水者知有水之益、而不備無水之時。亦一大原因也。宜於各磳門附近、自湖底直豎石標或混凝土、作之固定標、據勒以尺度。審若何天氣、放若何水量、庶用水有則、涓滴不廢矣。一、磳門宜守也。磳板修築完密後、更須嚴加封鎖以杜私放之弊、啓閉宜有專責、遇旱則承主事者之命、準水則酌啓磳板若干塊、放水合度、後重行封鎖、以昭慎重。一、樹林宜廣造也。湖周山嶺木伐、山童洪水暴發、砂土夾流、直下淤積湖底、而容水日淺。宜廣栽樹木、造成森林、一以盡地力、而培材木、一以固山坡、而殺水勢、能勸勵人民、推廣種植、受農會之制裁、更爲完善。一捕魚捐宜酌量收取也。湖中捕魚爲業者、實繁有徒、既得一分權利、應盡一分義務、輸捐以代工作、亦不爲苛、宜按照船隻酌量定數、收納月費、給以憑證、方許打捕、亦補助善後經費之一種也。」とある。
- (23) 民国『鄞県通志』第1、輿地志に、「民國十一年、鄞縣縣議會議決禁止侵佔東錢湖湖塘案。一、上年省署派員測量該湖、繪有全湖精密地圖、存於舊縣自治辦公處、應將是項地圖、分存三縣、並將圖載湖面丈尺、勒石豎立壩頭、以備查核、而杜侵佔。二、沿湖居民、原有老隄爲界、經此次縣公署出示嚴禁後、如再有發生侵佔情事、無論何人、得就近向湖工善後局及自治人員舉發呈請官廳案律究辦。三、傾倒垃圾於湖塘之旁、即爲侵佔之漸、應一律嚴禁。四、湖濱佔地已建房屋者、須將稅契及糧申、向湖工善後局證明、倘有稅契而無糧申者、應即向縣公署、呈請升糧、湖工善後局驗看前項稅契及糧申時、須加蓋戳記、並登記簿冊備查。五、湖工善後局責任綦重、應振刷精神、破除情面、認真監督、並會同就近自治人員、隨時隨事整頓之。」とある。
- (24) 度牒：宋代、寺院の弟子達が修業を積んで得度して僧尼になる場合に、中央政府の祠部から支給される免許証。相当な金額の手数料を支払わなければならなかった。宋朝は、国家の歳入を増すために、度牒を俗人にも売り与えることを行い、度牒を持っておれば、実際の僧侶・道士にならなくとも、それだけで力役免除の恩典が与えられた。(曾我部静雄『宋代政経史の研究』1974年、吉川弘文館、p.143, 516, 540)
- (25) 『留書日札』、『蘇州府志』、『陔余叢考』五聖祠などを参照されたい。
- (26) 松田吉郎「現地調査の記録」『寧波地域の水利開発と環境(課題番号 17083015)平成17年度～平成21年度 文部科学省科学研究費補助金『特定領域研究』「東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成—寧波を焦点とする学際的創生—」研究成果報告書』2010年3月1日、研究代表者 松田吉郎(兵庫教育大学大学院学校教育研究科 教授)、同「它山廟の稲花会について」藤井徳行教授退職記念号『社会科学諸科学の探求』社会科学研究会、法律文化社、2010年3月、同「它山堰水利について」『中国水利史研究』第40号、2012年3月を参照されたい。